



新潟市子育て
応援キャラクター
ほのわちゃん

子ども条例取組状況

令和7年度 第3回 子ども・子育て会議

条例施行に伴う新潟市の取組



新潟市子育て応援キャラクター
ほのわちゃん

条例施行に伴う新潟市の取り組み



【イベントでの周知】



- 子育て関連施設におけるの周知・啓発イベントの開催(5月、11月)
- 万代市民会館で子どもの権利フォーラムを初開催(12月)
- 中学生による意見交換会に参加した現高校生もボランティアとして参加

条例施行に伴う新潟市の取り組み



【アウトメディアでの周知】

- 市役所本庁舎前にて、「子どもの権利週間」「子どもの権利月間」に係る周知用懸垂幕を掲出
(掲出期間予定:4月中旬~5/11・11/1~11/30)
- 万代シティ、JR駅構内などのデジタルサイネージでの周知



(掲出記録)

条例施行に伴う新潟市の取り組み



【条例の周知・啓発】

- 子どもの権利週間において、こども創造センター(中央区)にて周知イベント(5/5)を実施。約300組の親子連れに、条例の周知・啓発やほのわちゃん塗り絵に参加この他、市内保育施設等にて同様に塗り絵による啓発を実施。
- 子どもの権利月間において、こども創造センター(中央区)において幼児向けの内容を中心としたイベント(11/22)を実施。紙芝居の上演などに約100名が参加。
- 10月開催のBSNキッズフェスティバルにてブースを出展
- 12月には新潟市子ども条例フォーラムを初開催 ほか



↑館内に展示した塗り絵

ここうさ・ここねこやほのわちゃん
とのグリーティング

塗り絵を楽しむ子ども→



↑万代シテイで開催された
BSNキッズフェスティバルの様子⁶

【子ども条例パンフレットへの子どもの意見の反映】

- 趣旨:子ども向けパンフレットの制作に際し、子どもたちから意見を聴くことで、子ども目線でより分かりやすい内容とするため。
- 実施期間:令和4年6月14日～6月28日
- 対象校 :小学校 鏡淵小学校、万代長嶺小学校
中学校 鳥屋野中学校、白新中学校
高校 万代高等学校、高志中等教育学校
- 参加者 :委員会児童、生徒会役員

子ども条例の概要を説明したうえで、
下原稿への意見を出し合ってもらいました



【子どもの意見表明・社会参加の促進】

- 西蒲区の小・中学校で行われた
いじめ見逃しゼロスクールと
子ども条例を連動させた取組



- 小学生子どもサミットにおける
子ども条例をテーマとした
オンラインでの話し合い
(R5、R6、R7)



- 秋葉区長と区内中学生が
秋葉区の未来を語る会



子どもの権利救済の取組



こころのレスキュー隊
マスコットキャラクター
ここうさ・ここねこ

【基本的事項】

□ 設置根拠(新潟市子ども条例)

第18条 市は、子どもが権利の侵害を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するため、市長の**附属機関**として、新潟市**子どもの権利救済委員**(以下「救済委員」といいます。)を置きます。

2 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱します。

□ 子どもの権利救済委員の職務(条例第22条)

- ① 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
- ② 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- ③ 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- ④ 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- ⑤ 子どもの権利の侵害を防ぐため必要な支援をすること。
- ⑥ 子どもの権利の擁護について必要な理解を広めること。

□ 救済委員の位置付け・任期等

- ◆ 独任制の市の附属機関
- ◆ 委員の任期:3年(再任することができる)
- ◆ 委員の人数:3人以内
- ◆ 互選により代表委員を置く
- ◆ 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は長等との兼職禁止

他の相談窓口
にはない特徴

【運営体制】

□ 子どもの権利救済委員(敬称略、五十音順)

| 所属等 | 氏名(かな) |
|-----------------------------|-----------------|
| 弁護士 (新潟県弁護士会子どもの権利委員会) | 岡田 典仁(おかだ のりひと) |
| 弁護士 (新潟県弁護士会子どもの権利委員会) | 黒沼 有紗(くろぬま ありさ) |
| 新潟青陵大学 福祉心理学部 臨床心理学科 准教授 | 小林 智 (こばやし たく) |

《委嘱の考え方》

- 子どもの権利救済委員は、子どもや保護者との直接折衝、他の機関(学校等)への聞き取り、調査、当事者や関係者との間に立った調整等を担う必要があります。
- また、子ども自身の気持ちに寄り添い、当該子どもの最善の利益を図るために行動する必要があります。
- このような考え方にに基づき、類似事例や他都市の子どもの権利救済委員からの活動実態等を踏まえたヒアリングを参考としながら、上記のとおり決定しました。

【運営体制】

□ 子どもの権利相談・調査専門員(常勤)

| 項目 | 概要 |
|------|---|
| 配置人数 | 4人 |
| 資格等 | 社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等の有資格者 (子どもに関する相談業務に従事経験あり) |
| その他 | 相談受付開始に向け、研修等を行い専門員の スキルアップを図りました。 |

《設置根拠》

第32条 救済委員の庶務は、こども未来部で処理します。

2 救済委員の職務を補佐するため、児童福祉又は子どもの権利に関し優れた識見を有する者を相談・調査専門員として置きます。

3 第23条第1項の規定(※)は、相談・調査専門員に準用します。

※第23条第1項

救済委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図らなければなりません。

【子どもの権利救済機関の概要】

子どもからの様々な相談に対応し、他の機関から独立した立場で、子どもの権利に関する相談・救済を行います。

□ 運営体制

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 設置日 | 令和6年4月 |
| 開設日 | 令和6年8月1日(窓口開設・相談受付業務等の開始) |
| 設置場所 | 新潟市万代市民会館 4階 ≪検討の視点≫ ※子どもがアクセスしやすく、相談しやすい環境を整備 ※子ども自身が施設に入っても違和感のない施設(相談自体が知られない) ※子どもの権利救済委員及び相談員が執務を行えるスペースを確保 |
| 人員体制 | □ 子どもの権利救済委員 弁護士、大学教授等子どもの権利に関し優れた見識を有し、第三者として独立性を保つことができる者 □ 子どもの権利相談・調査専門員 子どもの権利救済委員の職務遂行を補佐し、相談対応や関係機関への調査・調整、普及・啓発等を行う。社会福祉士、心理士等の有資格者や子どもの相談業務経験者 |

子どもの権利に関する救済機関について



【子どもの権利救済機関の概要】

子どもからの様々な相談に対応し、他の機関から独立した立場で、子どもの権利に関する相談・救済を行います。

□ 運営体制

| 項目 | 内容 |
|-------------|---|
| 相談・申立てができる者 | <ul style="list-style-type: none">□ 市内に住所を有する子どもに関するもの(※子ども:18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者)□ 市内に通勤し、又は市内の学び・育ちの施設に通学し、通所し、若しくは入所する子どもに関するもの |
| 相談受付時間 | <ul style="list-style-type: none">□ 月～火・木～金: 13:00～19:00□ 土: 10:00～16:00※日・水・祝・年末年始休み※毎月第4月曜休み |
| 相談方法 | <ul style="list-style-type: none">□ 電話、対面□ メール、WEBフォーム□ 手紙、はがき |

子どものほか、上記に該当する子どもに関するものであれば、おとなからの相談も可能



住所：新潟市中央区東万代町9-1
新潟市万代市民会館4階